

『古事記』に載録された

天之日矛の話をめぐって

福 島 秋 穂

私は前に、『古事記』中巻の応神天皇条に載録されている「天之日矛の我国への渡来事情説明譚」を考察の俎上に載せ、其の一部を構成する「日光感精説話」が、諸外国に見られる單純素朴な、或は純粹な形での其れ、即ち、A一女性が睡眠中、B日光に感じ、C妊娠・出産する、といった構成要素から成る「日光感精説話」ではなく、其の末尾に、此れも諸外国に例のある「卵生説話」を結合させ、其の重要な物語構成要素である卵を「赤玉」に変えていること、「日光感精説話」と「卵生説話」の結合された話が、高句麗の始祖誕生譚にも見られ、天之日矛が新羅の王子であるとされていることから、私たちの眼は、『古事記』に載録された其れと、朝鮮半島の伝承との関係のみに向けられがちであるが、「日光感精説話」については、其の淵源がエジプト或はインドといった遠隔の地にあるのではないかと考えられること、高句麗の始祖誕生譚が果たして朝鮮半島に自生したものであるか、漢人の創作した話が同地に伝播されたものか判然とし難いこと、等々の結論を得た（本誌第七十二集掲載『古事記』に載録された天之日矛の

話の構造について」参看）のであるが、此の度は、天之日矛（天日槍）の名称について、其れが当該物語の原創作者或は伝承・保存者により、如何なる意義を有するものと考えられていたか、また、天之日矛の話は『古事記』において何故応神天皇と結び付けられているのか、を考察してみたい。

*

*

天之日矛（天日槍）の名称については、彼が「新羅国主之子」（記・紀）、「新羅王子」（紀）とされながら、其の名が新羅人の其れらしくないことから、恐らく我国における命名であろうとされ、更に天日槍が我国への将来物中に、「出石杵一枝」（垂仁紀三年春三月条）、「出石槍」（同一云条）とあることから、其の名が考案されたのだろうと言われている。大方の意見は、此のように天之日矛（天日槍）の「矛（槍）」を文字通りに解しているのであるが、其の名称の一部を構成する「日」の語については、ほとんど言及するものがない。たまたま此れに触れるものがあったも、「日」を借字と見て、「靈力・超自然的威力を有する靈力」を

意味する語「靈」と関連づけるか、『古語拾遺』が天之日矛（天日槍）を「海槍」と記していることを援用してか、前掲「出石杵（出石槍）」の柄が槍造りであったことにより、「日矛（日槍）」と命名されたのだから、というほどの説を見るだけである。なお別に、日矛（日槍）の「日」を字義通りに解し、「矛（槍）」を借字と見て、「とは日の意で、ホコは秀子であるから、貴頭の人であった」とする説があるが、「秀子」を何故『古事記』『日本書紀』更には『播磨国風土記』『古語拾遺』等において「矛（槍）」の文字を借用して表記しなければならなかったか、ということとは此の説では全く等閑にされている。

天之日矛（天日槍）の登場する古文獻において、彼は常に「日矛（日槍）」と表記されているのであるから、其の名称が最初に考案された時とはかくとして、『古事記』『日本書紀』或は『播磨国風土記』が編纂された八世紀の頃に、彼は明らかに其れらの編纂者により、「日」や「矛（槍）」と密接に関連を有する者と考えられていたに違いない。そして此処に挙げた古文獻が、揃って「日矛（日槍）」の文字を用いていることからすれば、其の名称の意義・由来を考える際に、其れと「矛（槍）」とを関連づけて考察することは正しい方法であると言える。ただ、諸家の説くように、天日槍が我国へ将来したとされる物の中に、「出石杵（出石槍）」があるので、まず此れと彼の名とを結び付けて考え、更に「日矛（日槍）」の「日」は、其の柄の材質が槍であったからとするのは、如何なものかと思う。もし彼の名が其の将来物に基づくとしたならば、彼の名は其の他の将来物である珠・比礼・鏡（記）、

玉・小刀・鏡・神籬・大刀（紀）の孰れかによって考案されず、何故特に「杵（槍）」のみに注目して考案されたのか、「槍矛（槍槍）」と書くべきところを記紀両書として『播磨国風土記』は「日矛（日槍）」と文字を変えたのか、また其の名の出来するものになつたとする「出石杵（出石槍）」が何故『古事記』に、彼の将来物の一として掲げられていないのか、此のような素朴な疑問に対し、明快な回答がなされない限り、私たちは天之日矛（天日槍）の名称の意義・由来を他に求める必要があるのではないだろうか。

天之日矛（天日槍）の名称の意義・由来について考える時、参考になるのは、素戔嗚尊の所業を怒った天照大神が天石窟に姿を隠した際のこととして、『日本書紀』が、「媛女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之箱、立於天石窟戸之前、巧作俳優。亦以天香山之真坂樹為鬘、以蘿此云為手纏、手纏此云而火処焼、覆槽置覆槽此頭神明之憑談。頭神明之憑談此（巻第一・第七段）と記し、同じ出来事を記す『日本書紀』の一書（第一）が、前掲記事に見られる「茅纏之箱」に相当する呪具について、「以三石凝姥為三治工、採三香山之金、以作三日矛」と述べて、更に此れも同じ出来事について述べる『古事記』が、「天宇受売命、手三繋天香山之天之日影而、為三縛三天之真拆而、手三草結天香山之小竹葉而訓小竹於天之石屋戸伏三汗氣此三字踏登杵呂許志、此五字為三神懸而、掛三出胸乳、裝緒忍垂於番登二也。爾高天原動而、八百万神共咲」と記していることである。須佐之男命（素戔嗚尊）の所業を怒った天照大御神（天照大神）の天石窟（天石窟）への幽

隨、「高天原皆暗、葦原中国悉闇。因レ此而常夜往」(記)、「六合之内常闇、而不レ知昼夜之相代」(紀本文)、「天下恆闇、無レ復昼夜之殊」(同一書第一)と記される暗黒状態の出来、石屋(石窟)の前における天宇受売命(天鈿女命)の所業と天照大御神(天照大神)の出現、という一連の出来事は、其れを表記する文字、或は語る内容の細部に違いはあっても、記紀両書に記されており、私たちは其れらの記事と比較・対照することにより、事件の概略を知るのであるが、其れが物語の原作者或は伝承・保存者により、如何なる意義を有するものと考えられていたかについては、様々な解釈がなされており、記紀両書の研究開始以来数百年、特に須佐之男命(素戔嗚尊)の解釈をめぐってなされた明治三十二(一八九九)年の高山林次郎・高木敏雄・姉崎正治による論争以後八十年、を経過した今日、なお定解とすべき説を見ない。ただ、当該物語の全体を如何に理解すべきかを論ずるに急であるあまりか、石屋(石窟)の前で天宇受売命(天鈿女命)が手にした「茅纏之稍(日矛)」(『古語拾遺』には「着鐸之矛」とある)について、其れが如何なる意義を有する物であるかについて説を述べる者がほとんど無い中で、此れに言及する者が、「茅まきの矛、或はさなきの矛といふのは、陽神を表はし、鈿女命は宇氣槽にて、曰は陰神である」(「矛は杵のごとおそらくは陽精に象るものであろう。一方、うけは単なる原始的楽器たるに止まらず、おそらく陰精を象徴してゐる」。「矛や杵は……(中略)……陽精を象るものであり、宇氣槽や曰は陰精を象る」と、揃って其れを男根の象徴と見ていることは注目すべきことである。此の「茅纏之稍(日

矛)」を男根の象徴と見る意見は、石屋(石窟)前における天宇受売命(天鈿女命)の所作が、衰弱した生命力の復活、或は死者の蘇生を目論むものであった、などという説明をされるまでもなく、採るに値する代替説を見ないこと、『古事記』に、「天宇受売命……(中略)……掛ニ出胸乳、裳緒忍ニ垂於ニ番登也。爾高天原動而、八百万神共咲」と記される、石屋前での天宇受売命の性的狂態と、同文中の「番登」の語や「八百万神共咲」という表現、などによりはば首肯され得るものと思う。

次に、天之日矛(天日槍)の名称について考えるのにいま一つ参考になると思われるのは、記紀両書が、イザナキ・イザナミ二神によるオノゴロ島の作成に関し、「二柱神立訓立云天浮橋多志而、指下其沼矛訓以画者、塩許々袁々呂々通此七字画鳴訓鳴云而、引上時、自其矛末垂落塩之累積成嶋。是游能暮呂嶋四字以下」(記)、「伊弉諾尊・伊弉冉尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、迺以天之瓊理玉也、矛、指下而探之。是獲滄滄。其矛鋒滴瀝之潮、凝成二嶋。名之曰磯馭慮嶋」(紀卷第一・第四段)、「二神立於天上浮橋、投戈求地。因画滄海、而引拳之、即戈鋒垂落之潮、結而為嶋。名曰磯馭慮嶋」(同一書第一)と記す際の「アメノヌボコ」が、当該「神話」の原作者或は伝承・保存者により如何なる物と考えられていたか、ということである。抑、上掲の記事に関しては、イザナキ・イザナミ二神の名称・実体を如何に解すべきか、「天浮橋」とは何のことか、二神のオノゴロ島作成は何を意味するのか、といった幾つかの問題があり、しかも其れら諸問題について種々の解答がなされており、前に引

いた天照大御神（天照大神）の石屋（石窟）隠れの場合同様、其の解釈に一致するところを見ないのであるが、今紙幅の都合上これらの一一を紹介することを省き、「アメノヌボコ」の実体が、今日如何に解釈されているかということだけを手短かに述べ、天之日矛（天日槍）の名称について、其の意義・由来の解明を急ぐことにしたい。

「アメノヌボコ」が何を意味する物であるかということとは、上掲の記事が、其処に記述されていること以外の如何なることをも意味しないとするか、背後に歴史上の事実、即ちイザナキ・イザナミ二神として表現される一組の男女による地理上の移動、というより彼らによって代表される一群の人々の種族移動、に伴う武力闘争の如き、があつて出来した「神話」であるとする限り、さしたる問題とはならない。⁽¹²⁾つまり此の場合、矛は武器としての其れ以外の何物でもない、ということになる。しかし、上掲の記事が他の何らかの出来事なり作業なりを象徴的に描写したものであるとなると、其の実体は武器としての矛とは全く異なった物になる。例えば、其の記事が、古代の製塩作業を基に作られた「神話」であるとすれば、「アメノヌボコ」⁽¹³⁾は、製塩の過程で必要とされる攪拌具の一種であつたことになり、⁽¹⁴⁾澱粉を煮固める際の光景を描写しているものとすれば、其れはやはり其の作業に際して用いられる道具の一つであることになる。このように「アメノヌボコ」の実体は、「オノゴロ島作成譚」ともいふべき上掲記事を如何なるものと見るかにより、様々に異なってくるのであるが、此処に同記事の有力な解釈の一として、其れを後に続くイザナキ・イザ

ナミ二神の婚姻及びイザナミ神による神々・鳥々の出産の話と密接に結び付いたものであると見て、男女二神の性行為を象徴的に表現したものとする説がある。⁽¹⁵⁾此れは記紀両書、就中『古事記』の研究が本格的に始められた江戸時代以後今日に至るまで、かなりの支持者を得ている解釈であるが、此の説によれば「アメノヌボコ」は、前に考察した「茅纏之精（日矛）」同様、男根の象徴であることになる。⁽¹⁶⁾此の解釈が果たして「オノゴロ島作成譚」の真の意義、即ち当該「神話」を創り出した際に其の原作者が意図していたこと、を正確に言い当てているかどうかは判然としな。しかし、此のような解釈が可能であり、しかも一部の人々の間で時代の新旧を問はず根強く支持され続けているということとは、当該「神話」の真の意義が如何なるものであつたにしろ、其れが出来し、伝承・保存される間に、ある時期・ある人々により此のような理解がなされ、其の解釈に基づき、恰も其れが性行為について述べるものであるかの如く、語り手により次々に、「神話」の原初形態が改変され、記紀両書の編纂される時期までに、今日私たちの眼にするような形に変貌を遂げたという可能性は充分にあり得る。

此れまで記紀両書の載録する「神話」から、「茅纏之精（日矛）」、「アメノヌボコ」を引き合いに出し、其れらが当該「神話」の出来時または伝承・保存される間に、其の原作者或は伝承・保存者により、男根の象徴と看做されていたかも知れない、ということと述べてきたが、其れらと同様、「ホコ」の語を用いて表記され、しかも其れが男根を象徴すると思しき神の名が記紀両書に見

える。其れは、『古事記』に登場し、『日本書紀』においては其の名のみ紹介される「八千矛神(八千戈神)」である。此の神については、「八千戈神ハ軍陣の神也」、「武威の、八千と多くの矛を持つる如きの意」とする意見以来、武神であると解するものが多いが、此の神が活躍する、『古事記』中の記事、或は同神に関して触れるところのある『万葉集』の歌々(巻六・一〇六五、巻十・二〇〇二)の孰れを見ても、其処に彼が武神であることを思わせる記述は全くなされておらず、『古事記』に見える彼と沼河比売との恋愛、二者の間で交わされる歌々の内容、或は其れらが如何なる環境下において創作され、宮中に採集・保管されてやがて『古事記』に載録されるに至る以前に、どのような場で、如何なる意図のもとに歌われていただろうかということ、などを考える時、私たちは、彼の名が記され彼が登場する物語・歌謡を出来せしめた人々、及び其れらを伝承・保存した人々により、同神が男根を象徴する者と考えられていたのではないか、という結論に到達するのである。

叙上の如く、記記両書には、男根を象徴すると思しき「ホコ」が幾つか見えるのであるが、私たちが現在考察の対象としている天之日矛(天日槍)の場合も、其の名称の一部に「ホコ」の表現が見られること、彼に關することとして『古事記』が記載する物語中に、女性の懐妊・出産のことが語られること、などからすれば、彼の名は其の原作者或は当該物語の伝承・保存者により、男根と関わりを有すると考えられていた可能性があるのではないだろうか。

『古事記』は、天之日矛が我國へ渡来した事情を述べるに当たって、まず「又昔、有新羅国主之子。名謂天之日矛。是人參渡来也」と記し、次いで、既に考察を試みた「日光感精説話」と「卵生説話」の結合・変形した話を記載しているが、此の二説話は、其の前部に上掲の記事を置くものの、天之日矛と直接関わりあるものではなく、彼自身に關する話は、彼が事情あつて産まれた赤玉を手に入れ、其れが「美麗嬪子」に変ずるところから始まると言つて良い。そして既に見たように、「日光感精説話」と「卵生説話」とが、本来別個に出来した「説話」であることを思えば、此の両説話に続けて記載される天之日矛の我國への渡来譚も、其の發生原初段階にあつては、上掲両説話と関わりなく、独自に創作され伝承されていた可能性が大きい。とすると、『古事記』に載録されている「天之日矛の我國への渡来事情説明譚」は、「日光感精説話」と「卵生説話」と、其れらに後続する「天之日矛来朝譚」とも言うべき物語とが、其の發生、結合の順序・次第は様様に考えられようが、とにかくある時期に結合したものであるか、前二説話の結合しているところに、新たに第三の説話として、「天之日矛来朝譚」が創作・結合されたものである、ということになる。

此のように考えることが出来るとすれば、天之日矛という名称は、上掲の三つの話が結合される際には、鬱蒼として日を遮る森林の中或は戸を立て込めた室内、更には雲霧に閉ざされている場所、に一点の間隙より射し込み直進してくる太陽光線を物語作者が実見することにより、『古事記』に載録されている「日光感精

説話」の大切な構成要素として既に出来していた「日耀」如虹、指「其陰上」という表現、乃至は上述の如き実生活での観察・経験に基づき新たに考案され、「日矛」即ち「太陽神の男根」、若しくは「太陽光線の（形状をした）男根」の意を表わすと考えられたか、既に天之日矛（天日槍）の名が、其の来朝譚の発生原初段階から出来していたものとすれば、最早其の原義は、例えば『日本古語大辞典』の説にでも従う以外不明とせざるを得ないが、其の名称が、やはり上記の如き意に解し得るとして、「日光感精説話」と同譚とが結合されたのであろう。「日」を「太陽（光總）」、「矛（槍）」を「男根」の意に解すれば、「日」の文字を無理に「靈」や「槍」の借字であるとする必要もなくなる。此のように理解すると、天之日矛（天日槍）の名は合理的に解明出来るのであるが、既述した如く、「天之日矛の我國への渡来事情説明譚」中で、彼と「日光感精説話」とが密接に関わりあるものの如くに表現されていない点に、いま一つしっくりしない感じがある。

そこでもう少し大胆に推測してみると、私たちが『古事記』に見る「日光感精説話」・「卵生説話」・「天之日矛来朝譚」という一連の物語は、最初、イ一女性が睡眠中、口日光に感じ、八懐妊し子を産み、二其の子が天之日矛其の人である、といった形の「日光感精説話」として創作され、天之日矛は、太陽光線（日矛）に感じた女性より生まれた「太陽神の子」即ち「太陽神の男根たる太陽光線によって生まれた子」であるところから其の名を得ていたのではないか、其の「説話」が口承・伝達される間に、「卵生説話」や新羅国王子の来朝譚と結合され、其の過程で、伝承・保

存者により意図的或は無意識の改竄の手を加えられて変貌を遂げ、今日私たちが眼にするような話になったのではないかと考えられる。「日光感精説話」の本来の形では、日光に感じた女性より卵や赤玉ならぬ嬰兒其のものが誕生すること、高句譚の始祖東明聖王（朱蒙）の場合を始め、未開・古代社会における英雄・王侯の如きが多く太陽の子孫であるとされ、天之日矛の場合も新羅国王の子とされており、太陽と無関係であるとは考えられぬこと、などからすれば、上記の如き解釈が強ち無理であるとも思われぬが、如何なものだろう。

*

*

次に、「天之日矛の我國への渡来事情説明譚」が何故応神天皇と結び付けて語られているかについて述べるならば、此れが、本来応神天皇と全く関係ない話であったものを、『古事記』の編纂者、或は其れが編纂される過程で資料として用いられた文書なり伝承なりの執筆者・保存者が、恰も応神天皇と関係あるものの如くに結合したのであることは、同譚の冒頭に「昔」と明記して、応神天皇と其れとが直接関わりないことを暗に示していると考えられること、仮りに、「昔」を応神天皇の時代より後の、例えば『古事記』編纂時を起点とした表記として、天之日矛の渡来を応神天皇の時代のこととすれば、天之日矛の系譜が、彼の四代後の子孫多遲麻毛理を応神天皇より四代以前の垂仁天皇時代の人とするのように、『古事記』自体の中で矛盾を来たしてしまうこと、既に見たように、『日本書紀』の編纂者が天日槍の来朝を垂仁天皇の時代のこととしており、『古事記』の場合と異なっていること、

などにより自ずから明らかである。ところが今日、「天之日矛の我国への渡来事情説明譚」を何故応神天皇と結び付けたかについて、はっきりとした意見を述べるものは管見の及ぶ限りほとんど無く、僅かに、『古事記』が応神天皇の時代に、朝鮮の人々の渡来した記事を書き載せたので、此れと関連づけて同譚が今日私たちの眼にする位置に載録されたのであろう、とする意見が述べられているに過ぎない。確かに、『古事記』は応神天皇の条に、阿知吉師・和邇吉師・卓素・西素・仁番（須須許理）といった人々が来朝した記事を書き載せ、しかも其れらは「天之日矛の我国への渡来事情説明譚」よりは前に置かれているが、だからといって、此れらの来朝記事が応神天皇の時代とされていることで、天之日矛に関わる話が同天皇と結び付けられたのだとするのは、些か早計ではないかと思われる。何故ならば、此れとは逆に、天之日矛に関する話が先に応神天皇と結び付けられ、其のことによって、朝鮮から人の渡来した記事が、『古事記』の当該箇所に集められたのだ、とすることも充分考えられるのである。

『古事記』が、天之日矛の四代後の子孫多遲麻毛理を十一代垂仁天皇時代の人としながらも、「天之日矛の我国への渡来事情説明譚」を十五代応神天皇と結び付けたのには、其れなりの理由があったに違いないと思われるが、其れは上述の意見が述べる如き理由からではなく、『古事記』全体の構成、特に同書の中巻と下巻とを何処で分かつかという問題と関わっているのではないかと考えられる。

抑、『古事記』の中巻と下巻とが今日私たちの眼にするように、

応神天皇の時代と仁徳天皇の時代とで分かれていたことについては、早く本居宣長が、「おのづからより来つるままにて、殊なる意はあるべからず」と言い、倉野憲司が此れを否定し、中・下巻の区分は、天皇観の変化に基づくものだとして、「儒教的聖天子の思想が浸潤して来て、固有の「天神御子」(アマツカミノミコ)という天皇観に変化を来したために、これを契機として、儒教渡来の応神天皇の御世を以って中巻を結び、儒教的聖天子の思想で濃く彩られた仁徳天皇から下巻としたものと推測される」と述べ、更に荻原浅男が、「儒教の渡来という点に重点をおくならば、なぜ応神天皇から下巻を始めなかつたかという多少の疑問が残る」と、倉野説に対する不満を述べた上で、景行・成務・仲哀の三天皇と神功皇后の名の一部に、応神以下の天皇の其れに見られぬ「タラシ」の表現があることを指摘し、「応神と仁徳の両帝の間には系譜上に大きな変化があつて、これによって応神帝を中巻の下限とし、下巻を仁徳帝から始めたものと推定される」と述べている。しかし此の荻原説も、神功皇后までに「タラシ」の表現が見られ、応神天皇以下に其れが無いとなれば、やはり「なぜ応神天皇から下巻を始めなかつたかという多少の疑問が残る」とし、応神天皇と仁徳天皇の間に系譜上の変化があつたとすれば、応神天皇の名の一部には「タラシ」の表現が何故見られないのか、といったことも疑問に思われるのである。

私は、『古事記』の中・下巻が、今日私たちの眼にする箇所ので分かれていたことについて、其れが同書の編纂者に「殊なる意」があつた結果であるとは思わない。稗田阿礼の「誦習」した帝皇

日継・先代旧辞、或は神田阿礼の「所誦」の勅語旧辞なるものが、如何なる形で太安万侶に伝えられたのか、安万侶が、「或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録。即辞理巨見、以注明」という形で文章を綴ることの他に、何らかの作業を行なったか否か、『古事記』の序文が記す限りでは判然としない。しかし、極く常識的に考えて、其れが完成すると元明天皇に献上されているのであるから、誤字・脱字・衍文・脱文等随所にありという杜撰な書物であつては具合が悪いこと、「謹以献上。臣安万侶、誠惶誠恐、頓首頓首」という序文末尾の表現より推して、安万侶が『古事記』編纂の作業にかなり慎重な態度で臨んだと思われること、などから、安万侶が恐らくは自ら筆を執つていよいよ『古事記』を成書化することになつた際、彼の前には同書の内容とさるべきものの総てが文書化され、「下書き」の形で存在していたと考えられる。和銅四年九月十八日、『古事記』編纂の事業が再開された時、其の資料の一部が未だ文書化されていなかったとすれば、安万侶の仕事は、まず其れを文書化することであつたはずで、此れも序文に、「於姓目下、謂致沙訶、於名帯字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改」とあることによつて、明らかに彼の編纂作業開始時に既に存在していたことが窺い知れる文書資料を、ある箇所では右から左に其のまま筆写し、別の箇所では未だ文書化されていない口語りの伝承を、其れが語られるままに直接清書するといった良い加減な方法で『古事記』が作られたのではないことは、今日私たちの眼にする其れが、安万侶の作つた『古事記』をほぼ完全な形で伝えているとする限り、其処に載録

されている神々や天皇の系譜と其れに付随して語られる「神話」。「伝説」の配置、物語相互の関連と『古事記』全体の構成や表記、などに照らして明らかである。安万侶による『古事記』作成の最終段階、即ち清書が始められる時点で、「下書き」が存在していたとすれば、其の時、『古事記』が完成するとどれ程の分量になるか、編纂者には容易に見当がついたはずである。そこで此れを一巻とするにはあまりに分量が多いとなれば、まず何処で此れを分割するかが問題になるはずであり、最初の区切りを何処にするかということでは、今更其の理由を云々するまでもなく、今日私たちの見るように、上・中巻の間に其の線が引かれたに違いない。そして、所謂神代巻の部分が一巻を成すことになると、其の残りの部分が、ほぼ此れの二倍の量であることから、均等に二分されることになり、其の前半の下限がたまたま応神天皇の時代になつたものと思われる。『古事記』が、其の編纂事業の開始時より、完成の暁には上・中・下三巻構成になるものと予定され、其の上巻では所謂神代を扱い、中巻は神武天皇より応神天皇までに当てるつもりで、各巻の載録することになる記事を、天皇家が政權を担当することの正当性主張という政策的な意図からは勿論のこと、量的な面でも取捨選択・改竄した結果、最終的に各巻の分量がほぼ等しくなつた、とはとても考えられない。其の編纂事業の開始時、或は再開時には、『古事記』が「天地初発之時」より推古天皇の時代までを内容として扱うという大枠だけが決められていたものと思われる。『古事記』が三巻構成であることに格別の意義を見出そうとする者があるけれども、此れは宜長の言うよう

に、「三巻とせることは、ただほどよきに從⁽²⁶⁾」った結果、たまたま其のようになつたまでのことで、「神代巻」を除いた部分が、其の三倍・四倍の量として残つていれば、『古事記』は四巻或は五巻の構成になつたに違いない。

「下書き」に基づき各巻の構成と其処に載録される記事がほぼ決められたところで、恐らくいま一度採るべき資料の吟味・整理がなされたと思われるが、此の時、「海幸彦と山幸彦の話」が上巻の末尾に置かれるのと釣り合いを保つように、中巻の末尾に此れと同じく兄弟の争いを主題とする「秋山之下水丈夫と春山之霞丈夫の物語」が置かれることになり、其の物語と「天之日矛と応神天皇の我國への渡来事情説明譚」とが結合していた關係から、同譚が今日私たちの眼にするように、応神天皇と結び付けられたのではないかと考えられる。言葉を変えて言えば、天之日矛と応神天皇との間には、格別兩者を結ぶ關係はなかつたが、同天皇の時代がたまたま『古事記』中巻の下限と定められた時、其の末尾に兄弟争いの物語である「秋山之下水丈夫と春山之霞丈夫の物語」が、編纂者の「殊なる意」によって置かれた關係で、此れの前部に直結している天之日矛に関する話が、応神天皇と結び付いたと考えられるのではないか。

応神天皇とは全く何の關係もなく、其れが神々に関わる話であることを思えば、むしろ「神代巻」としての上巻に入れられて然るべき「秋山之下水丈夫と春山之霞丈夫の物語」が、中巻の其れも最末尾に置かれているのは、上巻の末尾に「海幸彦と山幸彦の話」を置いたのと同じく、兄弟其れも特に皇統に関わる兄弟の間

に闘争・確執のあつた後に世の中が改まる、雨降つて地固まる、といった考えが、天武天皇を含めた『古事記』編纂者の胸裡にあつた結果ではないか。

近江朝廷と吉野方の争いであつた壬申の乱は、形の上では天智天皇の皇子大友と其の叔父大海人皇子との争いであつたが、實質的には天智・大海人兄弟の争いであつたといえる。此の闘いの後に即位した天武天皇と、『古事記』編纂の作業が開始され或は中断・再開された当時の人々の間に、無論元明天皇・太安万侶・稗田阿礼をも含めて、皇統に関わる兄弟間の闘争・確執の結果新しい時代が始まり、政治基盤も確固たるものとなる、或は其のようになつて欲しい、という思想・願望が存在したことにより、『古事記』の上・中巻末尾に、それぞれ兄弟の争いの物語が置かれていのではないだろうか。此の二つの兄弟の争いの物語が、孰れも弟の勝利に終つていられるのも何やら暗示的ではある。

注(1) 本居宜長著『古事記伝』は、「此名は、参^{マカ}来て後に皇國にて稱へたるなるべし」(三十四之巻)と、天之日矛(天日槍)の我國への渡来を實際にあつたこととしている。那珂通世著『外史』(卷之三)も「此ノ名ハ、皇國ニテ云ヘル名」(那珂通世遺書二四三頁)という。

(2) 谷川土清著『日本書紀通証』が、「蓋以テ所^ト將來^ト宝物^ト得^ル名也」(卷十一)といひ、此れと同意見を述べるものに、黒川真頼著「天日槍燐化時代考」——『黒川真頼全集』第四・一六〇頁、那珂通世著前掲書二四三頁、津田左右吉著『日本古典の研究』上——『津田左右吉全集』第一卷一二六頁、三品彰英著『増訂鮮神話伝説の研究』——『三品

彰英論文集』第四卷二二七頁、などがある。

(3) 那珂通世著前掲書二四三頁。

(4) 津田左右吉著前掲書一二六頁。

(5) 松岡静雄著『日本古語大辞典』語誌八七頁。ただし、「牙(槍)」は、『古事記』に「富許」(上巻)とあって、「許」が乙類に属するが、「子」は甲類の文字である。

(6) 高山林次郎は、「天照大御神と須佐男之命との軋轢は、神話として見れば、太陽と嵐との空中に其優劣を争ふなり」(『古事記神代卷の神話及歴史』——『中央公論』明治三十二年三月号一頁)といい、高木敏雄は、「余は、大体に於て、高山氏の議論に賛同」(『素尊嵐神論』——『帝国文学』第五卷第一一三六頁)すると述べ、姉崎正治は、「蓋し此暗黒乱調は、……(中略)……其原因が君主に対する無礼乱行と、祭祀神事に対する、演聖に出でし者なれば、……(中略)……天然的暗黒にあらずして、社会的乱調に基きし叙述と見るべし」(『素戔嗚尊の神話伝説』——同上誌二〇頁)とした。猶、高山も同論文中(前掲誌一二頁)で、上掲の如く主張すると同時に、当該神話に歴史上の事実、即ち、君主と叛臣或は外敵間の権力上の闘争、が反映されていることは、極めて有り得べきことであると述べているので、当該神話に人事の反映を見る点では、三者共通した考えを持っていたことになるが、此のような考えは、例えば別に、日蝕説(获生徂徠著『南留別志』、太陽衰弱説(出口米吉著『原始宗教としての太陽崇拜』——『中央史壇』第六卷第五号一三〇頁)、日神死亡説(城戸橋太郎著『古代日本人の世界観』二三九頁)、等々の諸解釈もあって、今日必ずしも総ての研究者により採るべき解釈として承認されているわけではない。

(7) 白鳥庫吉著『神代史の新研究』——『白鳥庫吉全集』第

一卷四七五頁。

(8) 松本信広著『日本神話の研究』(平凡社東洋文庫版) 九八頁。

(9) 倉野憲司著「天石屋戸と天孫降臨」——伊藤清司・大林太良編『日本神話研究2 国生み神話・高天原神話』一七七頁。他に、日本古典文学大系67『日本書紀』上も、「ホコは男子性器の象徴」(五六一頁)としている。

(10) イザナキ・イザナミ二神の名称・実体に関する説については、拙稿「イザナキ・イザナミ神話に関する二三の考察」——『国文学研究』第四十一集一二三頁参考。

(11) 天浮橋の実体については、新井白石著『古史通』卷之一、田安宗武著『古事記詳説』巻上、上田秋成著『神代がたり』、平田篤胤著『古史伝』二之巻、松岡静雄著前掲書九五—九六頁、次田潤著『古事記日本書紀研究』——『日本文学講座』第一卷二〇頁、土屋詮教著『日本宗教史』九九頁、斎藤昌二著『日本古代史放』上巻二〇九頁、松本信広著『説話・伝説』——『日本文学講座』I—II二頁、等が其の説くところの細部に多少の異同はあるものの、此れを舟であると主張し、本居宣長著前掲書四之巻、荷田春満著『日本書紀神代卷劄記』巻第一上、玉木正英著『玉鏡集』巻之二、數田年治著『古事記標註』上巻之上、呉米安著『古事記通女解』巻一、池辺義象著『古事記通釈』二二頁、高木敏雄著『日本古史神話学概論』——『帝国文学』第九卷第一号一頁)、津田左右吉著前掲書下巻——『津田左右吉全集』第二卷三一頁、等が橋のこととして、卜部懷賢著『釈日本紀』巻五が天橋立のことであるとしている。此のほか、移川子之藏著『記』『紀』の淤能碁呂島及び大八島国出現に関する土俗学的一見解——『日本民族』三四頁が峯或は山稜とする説、W. G. Aston, *Shinto: The way of the Gods*, p. 87. 神田秀夫著『古事記の構造』二四八頁、が虹とする説

- を唱え、松村武雄著『日本神話の研究』第二卷一九四—一九五頁が梯、武田祐吉著『淤能基呂島(古事記)』——『国文学 解釈と鑑賞』第一卷第二号二頁が階段、白鳥庫吉著前掲書が、「霧か雲か虹か此等の自然現象の何れかものを指したるもの」(『白鳥庫吉全集』第一卷二九二頁)という。
- (12) 当該記事を史実の反映とするものについては、拙稿「イザナキ・イザナミ神話の冒頭部を如何に解するか」ということについて——『国文学研究』第三十九集三・一一頁参看。猶、笠井新也著「日本神話の文化史的考察に就いて」は、矛を文字通りの武器と見た上で、当該記事を「矛を以つて群酋を討伐して国土を鎮定したことを意味するもの」と解すべきであらう(『国語と国文学』第二卷第九号二七頁)としている。
- (13) 前川明久著「国生み神話にみえる塩」——『日本史研究』一〇一—一〇三頁参看。
- (14) 和辻哲郎著『新稿 日本古代文化』一七六頁参看。
- (15) 拙稿「イザナキ・イザナミ神話の冒頭部を如何に解するか」ということについて——『国文学研究』第三十九集四・一一頁参看。
- (16) アメノウスボコを男根と解するものに、林羅山著『神道伝授』、玉木正英著前掲書卷之四、富士谷御杖著『古事記燈神典』、橋守部著『稜威道別』卷三、西郷信綱著『古事記

- 注釈』第一卷一〇一—一〇二頁、等がある。
- (17) 吉田兼俱著『日本書紀神代抄』。
- (18) 本居宣長著前掲書九之巻。
- (19) 例えば、武田祐吉著『記紀歌謡集全講』二八頁、日本古典文学大系67前掲書上卷一二九頁、鳥越憲三郎著『出雲神話の成立』一八九頁、松前健著『出雲神話』一一一頁、倉野憲司著『古事記全註釈』第三卷一七七頁、等が「八千矛神(八千支神)」を武神であるとしている。
- (20) 拙稿「神語・天語歌(神代記)」——山路平四郎・窪田章一郎編『古代の文学1 記紀歌謡』参看。猶、八千矛神(八千支神)を男根の象徴と見るものに、西郷信綱著『増補詩の発生』一〇四頁がある。
- (21) 倉野憲司著『古事記の新研究』三七—三七二頁。
- (22) 本居宣長著前掲書二之巻。
- (23) 日本古典文学大系1『古事記 祝詞』一七頁。
- (24) 日本古典文学全集1『古事記 上代歌謡』二二頁。
- (25) 荻原浅男著『古事記への旅』二七頁。
- (26) 本居宣長著前掲書二之巻。

本稿は、「昭和五十四年度指定課題研究助成費」による成果の一部です。